

令和5年度 栗東市就労支援事業推進会議(第1回) 次第

令和5年11月14日(火)

9時30分～

栗東市役所 2階第1会議室

1. 開会
2. 市民憲章・人権擁護都市宣言唱和
3. あいさつ
4. 自己紹介
5. 案件
  - (1) 就労支援(相談)状況について 資料1
  - (2) 資格取得支援補助金の交付状況について 資料2
  - (3) 令和5年度 就職氷河期世代支援事業  
進捗状況について 資料3
6. その他
  - (1) 話題提供  
「雇用失業情勢について」
  - (2) 次回会議の開催について
7. 閉会

## 市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一、 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和52年1月1日 制定

## 栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、

日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日